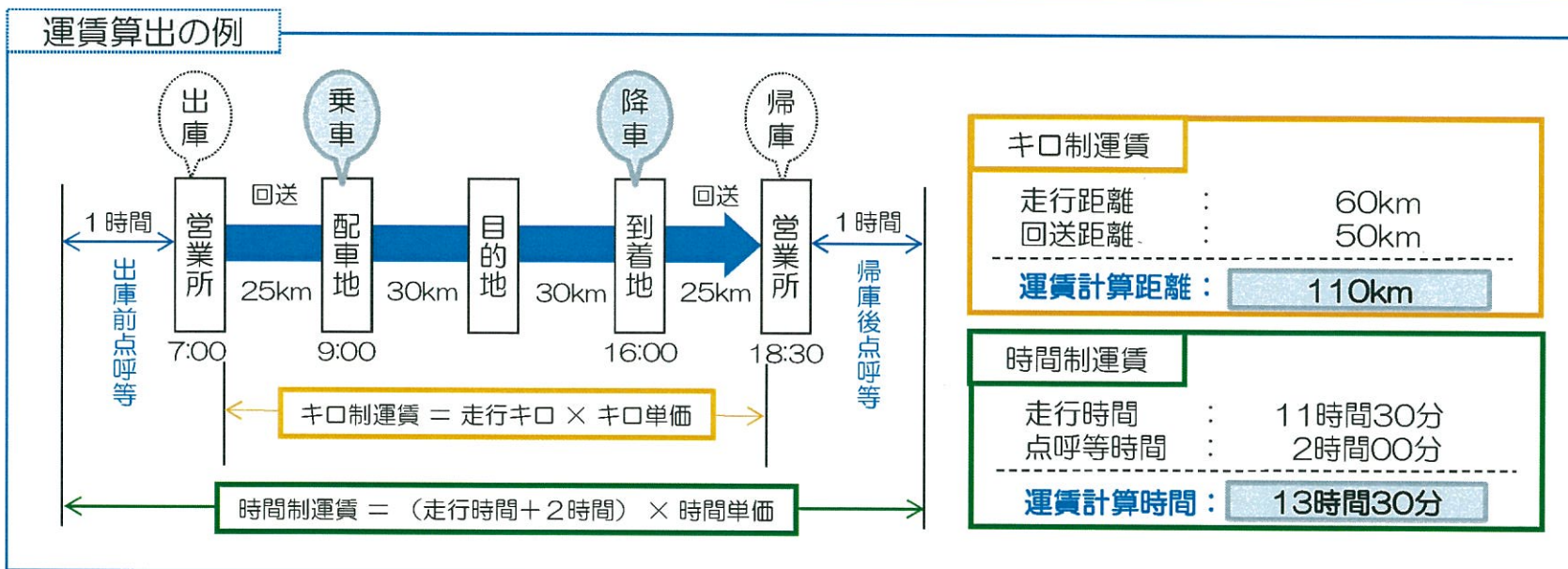


運賃計算方法について



変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲
平成26年3月26日 国土交通省関東運輸局長公示の例

		関東運輸局		
		上限額	下限額	
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
運賃	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	40	30
	時間制料金 (1時間当たり)	3,080	2,130	
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運 転者配置料金(時間制料 金)の2割以内		
特殊車両割増料金		運賃の5割以内		

●大型車を利用し、**上限額**で算出した場合

キロ制運賃 : $170円 \times 110km^{*1} = 18,700円 \dots ①$
時間制運賃 : $7,680円 \times 14時間^{*2} = 107,520円 \dots ②$

$$\text{上限運賃} = ① + ② = 126,220円$$

●大型車を利用し、**下限額**で算出した場合

キロ制運賃 : $120円 \times 110km^{*1} = 13,200円 \dots ①'$
時間制運賃 : $5,310円 \times 14時間^{*2} = 74,340円 \dots ②'$

$$\text{下限運賃} = ①' + ②' = 87,540円$$

上限額126,220円と下限額87,540円の範囲内で運賃を決定

*1…10km未満は10kmに切り上げ *2…30分以上は1時間に切り上げ

注) 上記金額はいずれも税抜額